



【左】厳しいお客様への対応方法  
【右】『まっすぐまっすぐ』と言って寝てしまうお客様への対応を実演講習する河西講師



「タクシー乗務員の心掛け」や「会社内ルール」を説明する岩淵講師

岩淵講師は『タクシー乗務員としての心掛け』『会社のルール及びマナー』の講義を行いました。  
タクシーは「公共交通機関」であり、「安全・安心」は絶対条件であること。ゴミや煙草のポイ捨てなど、モラルやマナーについて意識を高く持ち、日本交通のブランドを守っていきましょと述べました。  
『接客の心構え』についての講義は、今回から新しく、実際にお客様から頂いているクレームをもとに、イレギュラーな対応をいくつか例をピックアップしてロールプレイング方式で実演講習を行いました。(河西講師)

『専用乗り場の利用とモラル』について齊藤講師が、乗り場を有効に活用出来るように詳しく乗り場の入り方やルールを説明しました。

講義の終盤は、『營收向上を目指して』の講義を筒井講師が行いました。

志鎌講師からは『違反防止について』『タクシーセンターとランク制度について』の講義をして頂きました。

『事故防止について』古屋講師が今年の東洋交通で起きた事故の映像を単独・物損・人身に分けてまとめ、それぞれの事故の対応について講義をして頂きました。

午前の最後の講義は、菊池講師による『給与計算の方法・給与明細書の見方』でした。



新人研修会の為、お休みの日にも関わらず講師を行って頂いた【左】古屋講師 【右】志鎌講師



仕事に役立てられる様に……  
【左】齊藤講師



【中】筒井講師



【右】石井講師

ル、流れが良い時間帯などの講義を行いました。  
●新人研修を終えて  
参加者の皆さんから感想文が届きました。  
◇入社十一ヶ月になった私にとつて、今回の新人研修会は今一度初心に返り、事故・違反を防ぎ、營收アップを目指す上でとても良かったと思います。福利厚生や共済制度についても良くわかりました。  
◇今まで聞きたくても聞けなかったことが良くわかりました。事故等の映像を観て、自分でも起こしてしまいうような事故の例がたくさんあり参考になりました。  
◇組合があることで、ドライバーの地位も確保され、勇気も湧き安心して働けます。東洋交通らしい活力ある企業カラーが出ていると感じています。  
◇一日ありがとうございました。参加して良かったです。タクシーの基本的動作も映像でわかりやすく明日からの営業に活かしたいと思います。

◇「一日ありがとうございました。参加して良かったです。タクシーの基本的動作も映像でわかりやすく明日からの営業に活かしたいと思います。」

ル、流れが良い時間帯などの講義を行いました。  
●新人研修を終えて  
参加者の皆さんから感想文が届きました。  
◇入社十一ヶ月になった私にとつて、今回の新人研修会は今一度初心に返り、事故・違反を防ぎ、營收アップを目指す上でとても良かったと思います。福利厚生や共済制度についても良くわかりました。  
◇今まで聞きたくても聞けなかったことが良くわかりました。事故等の映像を観て、自分でも起こしてしまいうような事故の例がたくさんあり参考になりました。  
◇組合があることで、ドライバーの地位も確保され、勇気も湧き安心して働けます。東洋交通らしい活力ある企業カラーが出ていると感じています。  
◇一日ありがとうございました。参加して良かったです。タクシーの基本的動作も映像でわかりやすく明日からの営業に活かしたいと思います。


# 皆様から預かった震災義援金 18万463円を東京交通新聞社を 通じて日本赤十字社へ!

委員長)は11月22日、東日本大震災の被災者への義援金18万463円を東京交通新聞社に寄託した。福島進書記長(写真左)が本社を訪れ、亀甲邦敏社長に手渡した。同社の共済組合との新年会、家族慰安会で集めた。本社では早速、日本赤十字社に届けた。



東洋交通労組が震災義援金寄託  
東洋交通労組(菊池るみ)

【2013年12月2日(月) 東京交通新聞から】



第 TH-0149013 号 日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。  
日本赤十字社は義援金を全額100%  
被災地にお届けしています。

受領証

東洋交通労働組合 様  
東京都北区浮間5-4-51

¥ 180,463-

但 東日本大震災義援金として  
上記のとおり受領いたしました。

平成 25 年 11 月 22 日 日本赤十字社  
社長 近衛忠輝

〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
Tel. 03-3438-1311

本受領証(再交付)の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。  
(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。